

## 景観とは？・・・

景観とは、目に見えるものだけでなく、音や光、香りなど感じるものも含み、地域の歴史や文化、人々の営みなどの重なり合いを感じ取ることができる眺めであるといえます。

私たちを取り巻く身近な景観を考えていくことは、まちのすべてを考えることに通じます。

# 武雄市景観計画

—概要版—



—水・緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、  
もてなしの心あふれるたけおを創造します。—

佐賀県 武雄市



## 類型別の方針

武雄市の景観を類型別に整理し方針を定めます。

### 自然的景観



#### 山並み景観

～自然環境の特性を活かした景観づくり～



#### 水辺の景観

～回遊性と親水性に富み生き物にやさしい景観づくり～



#### 田園景観

～田園を守り育てる景観づくり～

### 歴史・文化的景観



#### 歴史・文化的景観

～培われた歴史、文化を継承し、活かす景観まちづくり～



#### 旧街道の景観

～歴史を探访できる景観づくり～

### まち並み景観



#### 中心市街地の景観

～魅力あるまちの顔となる景観づくり～



#### 道路・沿道の景観

～美しく魅力的な景観づくり～



#### まちの玄関の景観

～もてなしの心漂う景観づくり～



#### 公園・緑地の景観

～緑のネットワーク化とオアシスの創造～

### 建築物・工作物の景観



#### 住宅地の景観

～緑の中にとけこむ住宅地の景観づくり～



#### 工業地の景観

～緑があふれ、ゆとりの感じられる景観づくり～



#### 公共施設・工作物の景観

～先導的役割を果たす景観づくり～

## 景観づくり行動方針

景観づくりに向けた私たちの行動方針を定めます。



#### 協働による景観づくり

～市民・事業者・行政の相互理解と協働による景観づくり～



## 4 景観法・景観条例に基づく届出について(景観法第8条第2項第3号関係)

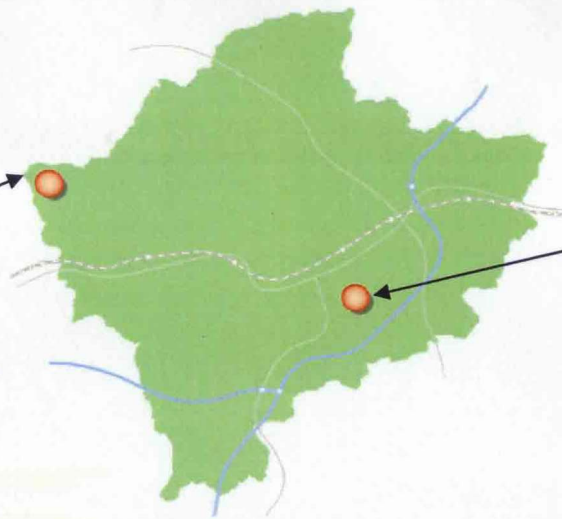
### 届出対象区域

平成20年7月1日より**武雄市全域**において次に掲げる行為を行う場合、市に**届出**が必要となります。  
また、景観計画重点区域において、一定の高さを超える建築物の建築の際は、市と**事前協議**が必要です。

#### 重点区域①



黒髪山周辺区域  
(10m以上の建築物の建築等の際は、事前協議が必要です。)



#### 重点区域②

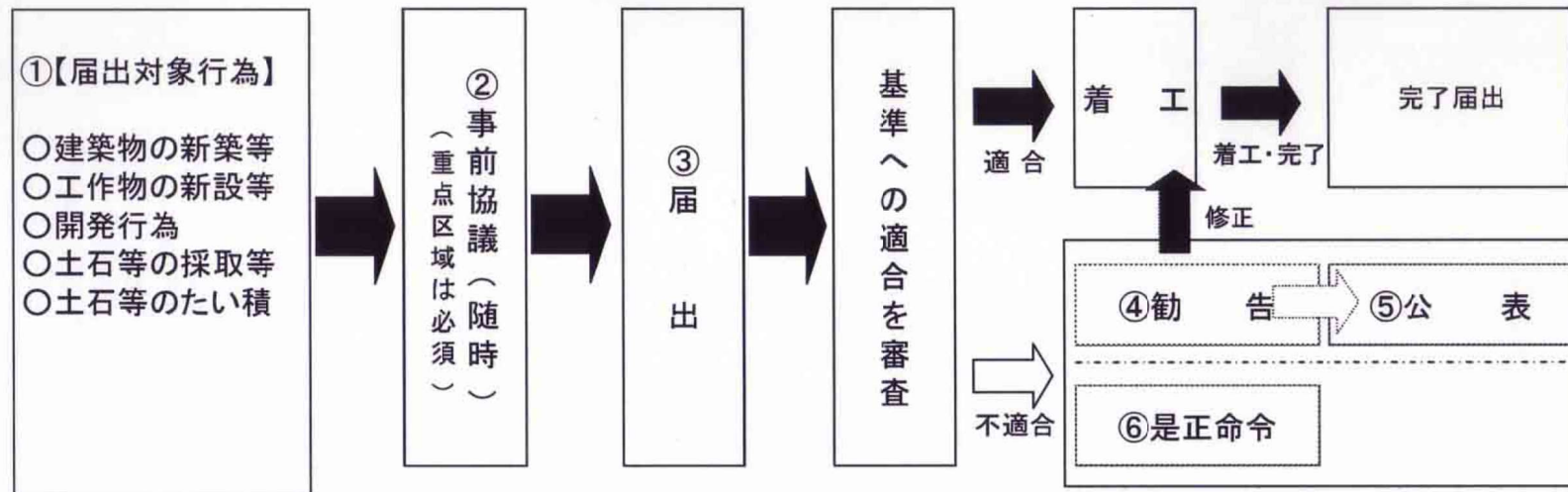


武雄温泉保養村周辺区域  
(20m以上の建築物の建築等の際は、事前協議が必要です。)

### 届出が必要な行為

対象	行為の規模	行為の内容
建築物	1 最高の高さが10mを超えるもの 2 延べ面積が1,000㎡を超えるもの	建築物(工作物)の新築(新設)、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等にかかる部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの  ※修繕等:修繕、模様替又は色彩の変更
工作物	1 高さが6mを超える煙突、排気塔など 2 高さが15mを超えるRC柱など 3 高さが8mを超える高架水槽など 4 高さが5mを超える高架道路など 5 幅員が10m以上又は延長が20m以上の橋梁など	
その他	1 延べ面積が1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う開発 2 延べ面積が1,000㎡以上の土石の採取、鉱物の掘採等 3 延べ面積が1,000㎡以上又は高さ5mを超える屋外における土石や廃棄物等のたい積で60日を越えて継続するもの	

## 届出の流れ



(注意)

- ①具体的な計画を立てる前に、他の法令とともに景観条例や景観計画などを確認してください。
- ②景観計画重点区域において、一定規模の高さを超えて建築物を建築する場合は、必ず**事前協議**をお願いいたします。
- ③届出を行ってから**30日間(最高90日)**は、原則着工できません。
- ④指導、助言に従わなかった場合、景観計画に即すよう勧告する場合があります。
- ⑤届出の虚偽や勧告に従わなかった場合、氏名等を公表する場合があります。
- ⑥形態意匠(色彩を含む)に対し変更命令を行う場合があります。



## 景観づくりの基準

### 1. 建築物(工作物)の新築(新設)、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等

#### ①位置・規模・形態・意匠について

##### 《位置・規模》

- 道路・隣地間の距離を確保しゆとりある配置とすること。
- 稜線の切断や背景との調和を乱さないよう位置及び規模に配慮すること。
- 施設間の調和を図り周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。

##### 《形態・意匠》

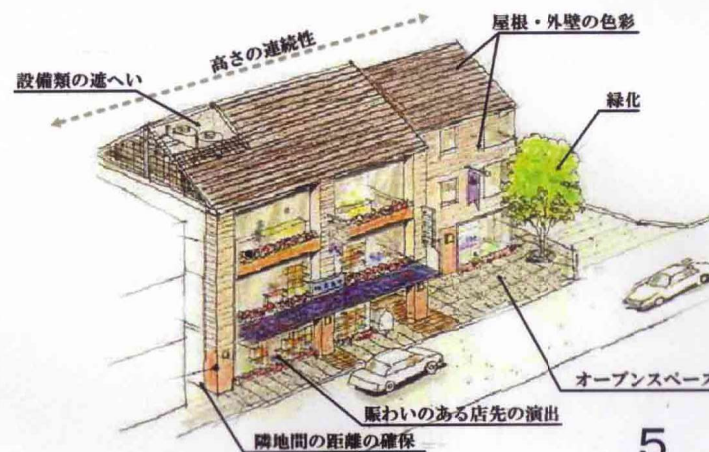
- 建築物等との連続性を考慮して、地域全体としての調和を図ること。
- 山間部に立地する建築物等は、丘陵地、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観や山からの眺望景観に配慮すること。
- 外壁は、圧迫感を感じさせないような色彩や素材を使用し、目地等による分節化を図ること。

##### 《色彩》

- 原色や周辺環境から突出した色彩を用いないこと。
- 基調色は、けばけばしい色の使用をさけ、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、高明度・高彩度のものは使用しないこと
- 色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
- 色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。



- ・まちなみの連続性に配慮する
- ・周辺と調和する形状や色彩の使用
- ・外壁には落ち着いたある色彩を使用
- ・敷地内の緑化





## ②敷地や付属設備について

### 《敷地》

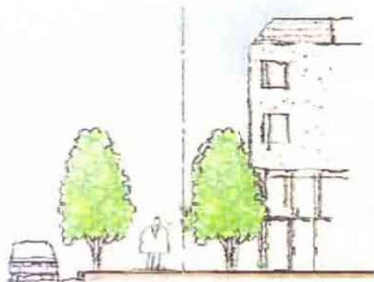
- 敷地内は、可能な限り植樹や生垣等による緑化に努めること。
- 敷地内の樹木の保存又は移植に努めること。

### 《付属設備》

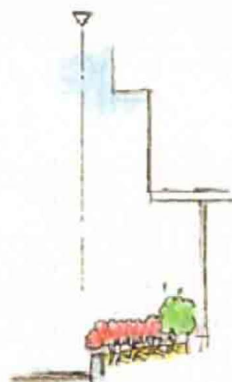
- 屋外階段や高架水槽など全体的美観を整えるため、配置や形態、色彩を工夫し本体との調和を図ること。
- 駐車場や駐輪場は、生垣や緑化フェンスなどで目立たないように工夫すること。
- ごみ置き場は、建築物の内部に組み込むか建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで見えないようにすること。
- 自然環境への影響、省エネルギー化などの地球環境に配慮した適正な照明環境を形成すること。



- ・斜面林への眺めに配慮した建築物の規模、形態



- ・道路・隣地間の距離の確保
- ・オープンスペースの確保



- ・1階部分の壁面の後退
- ・緑化スペースの確保



- ・落ち着いたある外壁の色彩
- ・外壁の分節化
- ・付属設備は目立たないように

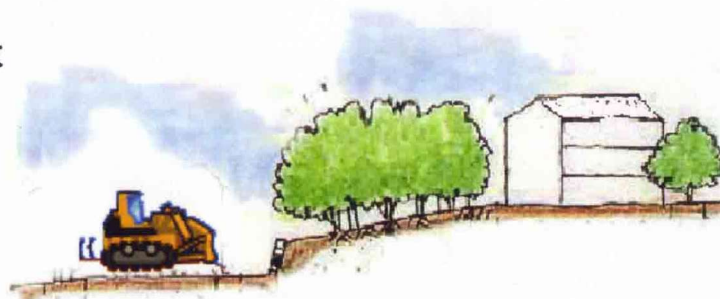
## 2. 土地の区画形質の変更を伴う開発

### 《方法》

- 現況の地形を可能な限り活用し、大きな法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、植栽等において緑化に努め、擁壁は周辺の景観と調和する形態及び素材を使用すること。
- 大規模な木の伐採を避け、周辺の景観を保全に努めること。

### 《その他》

- 敷地内の樹木は、保存又は移植に努めること。
- 周辺の植生と調和するよう植樹や植栽を行い修景緑化に努めること。



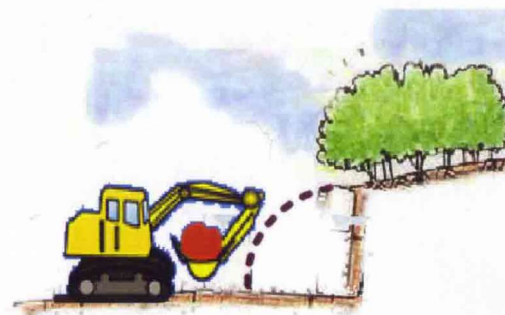
## 3. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

### 《方法》

- 大規模な土石の採取又は鉱物の掘採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の景観を保全するよう配慮すること。

### 《その他》

- 敷地の周囲を植栽や塀等で、道路等の公共的空間から安易に見えないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に配慮すること。
- 行為後、速やかに周辺の植生と調和した緑化等を行うこと。



## 4. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積

### 《位置・規模》

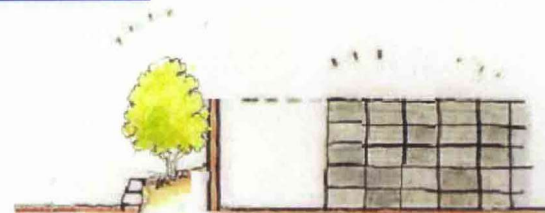
- 公共的空間から容易に見えない位置、規模とすること。

### 《方法》

- 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件のたい積を行うこと。

### 《その他》

- 敷地の周囲を植栽や塀等で公共的空間から見えない措置を講じ、周辺の景観との調和に配慮すること。





## 5 景観重要建造物・樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第4号関係)

良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を指定方針に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、保全・継承に努めます。

建造物:歴史的・文化的に高い価値を有し、地域を象徴する建造物

樹木:美観に優れ、地域のシンボルともなっている樹木



## 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第5号ロ及びハ関連)

### 景観重要公共施設の整備に関する方針

良好な景観の形成に大きく影響する公共施設を指定しその地域にふさわしい整備を行うものとする。

### 道路占用の許可基準

電柱や空中線、広告塔など工作物の道路占用の許可を行う場合の基準を定めます。

## 7 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ関係)

### 基本事項

武雄市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な制限を行います。

### 行為の制限に関する事項

(1)市全域

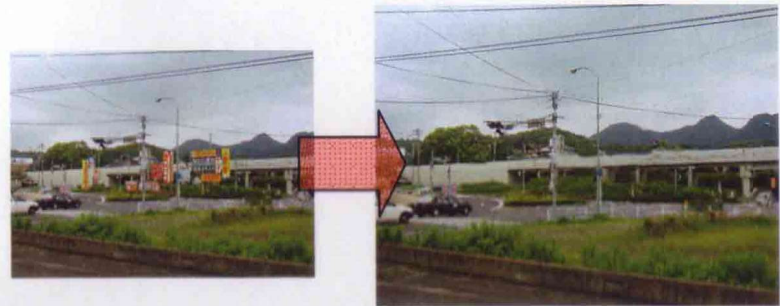
市全域において、許可基準を設け、誘導を行います。

(2)重点区域

重点区域を定め、一般基準より強化して誘導します。

(3)禁止区域

特に必要と認める地域を禁止区域として指定します。





## 8 景観計画重点区域

貴重な特色が象徴的に現れている区域を**景観計画重点区域**とし、特性に基づく、景観形成の方針を定め、良好な景観の形成を進めていきます。

### 景観計画重点区域の考え方

- (1) 水と緑が香る豊かな自然景観の保全・形成を必要とする区域
- (2) 歴史・文化的景観の保全・形成を目指す区域
- (3) 魅力・賑わい・活力のあるまち並み景観を目指す区域
- (4) 住民が一体となって、誇れるような地区の景観を目指す区域
- (5) 上記に掲げるもののほか、良好な景観の形成を目指す区域

### 景観計画重点区域



### 基本方針

- (1) 黒髪山周辺  
～景勝と自然あふれる姿を風景として  
残す景観づくり～
- (2) 武雄温泉保養村周辺  
～温泉と自然を活かした安らぎのある景観づくり～

### 行為の制限に関する事項

- (1) 黒髪山周辺区域
  - 建築物の最高の高さは、10m以下となるように努めること。
  - 自然素材と共通する色彩を基調とすること。
  - 景観照明の抑制に努めること。
  - 現況の区画形質を十分活用すること。
  - 開発後は、修景緑化に努めること。
- (2) 武雄温泉保養村周辺区域
  - 建築物の最高の高さは、20m以下となるように努めること。
  - 自然素材と共通する色彩を基調とすること。
  - 過剰な明るさの景観照明の抑制に努めること。



## 9 景観まちづくりの実現化方策

### 景観づくりに向けた責務

美しく魅力あふれる景観をつくり、育て、守ることについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにし景観づくりに取り組んでいきます。

#### (1) 武雄市の責務

- ①景観の形成に関する施策を策定し計画的に実施すること。
- ②景観の形成に先導的な役割を果たすこと。
- ③景観に関する啓発及び知識の普及を図ること。

#### (2) 市民の責務

- ①自主的かつ積極的に良好な景観の形成に寄与すること。
- ②相互に協力して、良好な景観の形成を推進すること。
- ③市が実施する事業に協力すること。

#### (3) 事業者の責務

- ①事業活動を通じて、良好な景観の形成に寄与すること。
- ②市が実施する施策に協力すること。



### 推進方策

- (1) 建築物等の誘導による良好な景観の形成  
建築物や工作物等について、地域の特性に応じた規制誘導を行います。
- (2) 公共事業等による先導的な景観の形成  
公共公益空間の景観の質的向上に努めます。
- (3) 市民・事業者・行政の相互理解と協働  
協働による景観づくりを進めます。
- (4) ひとづくりの推進  
景観に対する啓蒙活動に取り組みます。
- (5) 景観づくりの推進  
景観を守り育てるための自主的な景観づくりを支援し景観法に基づく「景観協定」の活用を推進します。

### 推進体制

- (1) 景観審議会の設置  
景観を考え協議を行う場として景観審議会を設立し景観行政への取り組みを推進します。
- (2) 行政推進組織の充実  
庁内各部局と連携し施策に取り組みます。
- (3) 行政機関などとの連携強化  
国や県と相互に情報交換を行います。
- (4) 財源の確保  
新たな財源確保に努めます。



2008. 6作成

<問い合わせ先>

武雄市まちづくり部 都市計画課計画係 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10  
電話：0954-27-7162 Fax：0954-23-7585 E-mail：toshi@city.takeo.lg.jp